

一般競争入札参加者募集要領

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

一般財団法人
岩手県市町村職員健康福利機構
理事長 平野 公三

1 入札に関する工事

- (1) 工 事 名 称：ゆこたんの森空調設備改修工事
- (2) 施 工 場 所：岩手県岩手郡雫石町長山猫沢 3 番地 6
- (3) 工 期：令和 9 年 10 月 31 日まで
- (4) 工 事 概 要：空調熱源設備の更新
 - ア 建築工事（熱源機器基礎新設、地盤改良、目隠しフェンス設置、既存設備外撤去処分）
 - イ 機械設備工事（熱源機器（空冷式モジュールチラー）新設、自動制御設備設置、既存設備（冷温水発生機等）撤去処分）
 - ウ 電気設備工事（動力幹線設備敷設、受変電設備改修、構内配電線路敷設ほか）
- (5) 支 払 条 件：着工時 4 0 % 以内、工事完了後残額支払い
- (6) 予 定 価 格：有（公表しない）
- (7) 最低制限価格：有（契約締結後に公表）
- (8) 契約保証金：契約金額の 1 0 分の 1 以上の額

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 岩手県内に本社（本店）、支店、又は営業所があること。
- (2) 岩手県が作成する令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿に記載され、かつ、同名簿における管工事の格付が A 級又は建築一式工事の格付が A 級であること。
- (3) 本入札工事においても、岩手県が公表する「条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」の 1 の各号（第 8 号を除く。）に掲げる要件にすべて適合していること。

3 入札参加申請

入札への参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、次により入札参加申請書類を提出しなければならない。なお、書類作成費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。

(1) 受付期間

令和8年7月16日（木）から令和8年7月28日（火）まで

(2) 入札参加申請書類

ア 入札参加申請書※

イ 特定建設業の許可通知の写し

ウ 「令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格審査結果通知書」（岩手県交付）の写し

エ 配置予定の技術者に関する書類

(ア) 配置技術者となり得る国家資格等の合格証明書の写し（1級施工管理技士又は1級管工事施工管理技士等）

(イ) 技術者が監理技術者となる場合は、監理技術者資格者証の写し

オ その他必要と認めるもの

※ 本機構ホームページ（<https://www.iwate-ctv-kikou.jp/>）の入札募集に係るお知らせ記事から書式を取得可能。

(3) 申請方法

郵送又はメールによること。

郵送先	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2丁目8番21号 Mホール2F 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構
メールアドレス	yu@iwate-ctv-kikou.jp

4 入札参加資格者の決定

(1) 入札参加申請書類を受理したときは、入札参加資格のうち基本的事項について要件を満たしているか否かの審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書（以下「資格確認通知書」という。）により速やかに通知する。

(2) 入札参加資格を有しないとされた者は、その理由について、書面（書式は任意）により説明を求めることができる。なお、書面の提出条件は次のとおり。

ア 受付期間

資格確認通知書を受け取った日から2営業日以内

イ 提出方法

入札参加申請書類の申請方法に同じ。

(3) 前記(2)による請求があったときは、書面により速やかに回答する。

5 設計図書に係る閲覧、複写及び質疑応答

(1) 閲覧期限等

ア 閲覧期限

令和 8 年 7 月 29 日（水）まで（ただし、土日祝日を除き、閲覧時間は各日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。）。

イ 閲覧場所

入札参加申請書類の郵送先に同じ。

(2) 複写物の取得申請方法

ア 申請方法

書面によるものとし、申請書データ（PDF）を添付した電子メールにより申請すること。

申請書式	本機構ホームページの入札募集に係るお知らせ記事から取得可能。→ https://www.iwate-ctv-kikou.jp/
申請書送信先アドレス	yu@iwate-ctv-kikou.jp

イ 申請期限

令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 5 時 00 分まで

(3) 質疑応答要領

ア 問い合わせ方法

電子メールによる（アドレスは前記のとおり）。

イ 受付期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時 00 分まで

ウ 回答方法

質疑応答を一覧化したデータは、令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時 00 分までに全ての入札参加予定業者に電子メールで送信（共有）する。

6 現場説明

現場説明会は開催しない。

7 入札の執行及び方法

入札の執行は次のとおり。

(1) 入札会の日時・場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 3 時～

イ 場所

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 2 丁目 8 番 21 号

市町村会館（Mホール）3階会議室

- (2) 入札参加資格者は、入札書及び工事費構成費目内訳書を、入札日当日に持参しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- (4) 入札回数は、2回を限度とする。
- (5) 最低制限価格を下回らず、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (6) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 持参以外の方法による入札
- (6) 入札金額を訂正している入札
- (7) 入札金額に対応した工事構成費目内訳書が入札時に提出されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

入札日から契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とし、契約締結を行わない。

- (1) 落札候補者が前記2の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

11 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

12 物価変動等への対応

受注者と発注者は、物価等の変動により当初の契約金額が不適當になったと認めたときは、岩手県が公表する岩手県営建設工事請負契約書別記第25条（スライド条項）の規定を参酌した取扱いにより、請負代金額を変更することができる。

13 本要領に関する問い合わせ先

一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構 管理担当

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2丁目8番21号

T E L 019-653-4656 F A X 019-651-5820

E-mail yu@iwate-ctv-kikou.jp

【参考１】岩手県が公表する「条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」（一部抜粋）

1 入札参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- （２）建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受けていること。
- （３）法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。
- （４）法第28条第３項又は第５項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、入札参加申請書提出の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
- （５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- （６）入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （７）受注を希望する工事に、入札参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と公告に示す期間以上の雇用関係にある者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。
- （８）電子入札対象工事においては、電子証明書を取得し、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っている者であること。
- （９）役員等個人である場合のその者、法人である場合の法第５条第３号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第３条に規定する使用人をいう。が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- （10）経常建設共同企業体にあつては、「経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準」（平成27年３月23日付け総務第232号）による。

【参考2】岩手県が公表する「岩手県営建設工事請負契約書別記」（一部抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定に基づく請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。